平成２６年（フ）第６２４号
宮城県多賀城市留ケ谷３丁目５番14号　コーポおばた103号、従前の住所宮城県多賀城市八幡４丁目７番66号
債務者　佐藤志津子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６３７号
仙台市青葉区愛子中央３丁目26番８―510号、従前の住所仙台市泉区長命ケ丘２丁目２番地の14　ＨＩＬＬＳ長命203
債務者　高橋　浩一
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６３８号
仙台市青葉区愛子中央３丁目26番８―510号、従前の住所仙台市泉区長命ケ丘２丁目２番地の14　ＨＩＬＬＳ長命203
債務者　高橋多美子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
茨城県つくば市松代２丁目８番地３　エトワール松代101号、前住所茨城県土浦市下高津１丁目21番35号
債務者　酒井　幸子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１９７号
茨城県常総市豊岡町乙1346番地　エステートハイツＢ102号室
債務者　廣瀬　益也
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１９３号
千葉県八街市八街ろ111番地581
債務者　山田　和隆
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１９４号
千葉県八街市八街ろ111番地581
債務者　山田　政子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第３４７号
新潟市北区久久保60番地２
債務者　三林　直美
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９１号
金沢市土清水２丁目192番地２　エスＩ203号、従前の住所石川県羽咋郡宝達志水町北川尻ム88番地33
債務者　髙橋　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３０３号
金沢市北町乙81番地、従前の住所富山市経堂２丁目153番地
債務者　勇希工業こと　奥村　一也
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２１４号
長野県塩尻市大字広丘吉田551番地15　フレグランスサンシャインＢ102
債務者　吉江　眞理（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２２１号
長野県松本市旭３丁目５番22号　ヴィラ・エクセレント201号室
債務者　田中　絹江
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１７６号
三重県松阪市小野江町436番地１
債務者　西川　千秋
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８１号
滋賀県高島市今津町角川1161、住民票上の住所滋賀県彦根市西沼波町203番地５
債務者　前田　信行
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８４号
滋賀県守山市金森町837番地102号、前住所滋賀県守山市水保町1411番地33
債務者　徳岡　健一
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１２号
滋賀県草津市草津町1540番地１　グラシィオ草津603号
債務者　藤野　　淳
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大津地方裁判所民事部